

福岡県公報

平成20年3月28日
第2803号

目次

告示(第512号—第549号)

公共測量の終了	(土木管理課)	2
公共測量の終了	(土木管理課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	3
土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課)	3
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公害防止事業に係る費用負担計画	(環境政策課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8

情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(高度情報政策課)	8
卸売業務廃止の届出	(水産振興課)	8
都市計画事業の施行	(公園街路課)	9
都市計画事業の施行	(公園街路課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	10
道路の区域の変更	(道路維持課)	10
道路の供用の開始	(道路維持課)	11
道路の区域の変更	(道路維持課)	11
道路の供用の開始	(道路維持課)	11
道路の区域の変更	(道路維持課)	11
道路の供用の開始	(道路維持課)	13
道路の区域の変更	(道路維持課)	14
道路の区域の変更	(道路維持課)	14
道路の供用の開始	(道路維持課)	15
公 告			
一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	15
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	17
都市公園の供用の開始	(公園街路課)	17
学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案の募集	(教育庁義務教育課)	18
監 査 委 員			
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	18
雑 報			
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22

西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)23
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)23
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)24
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)24
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)25
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)26
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)26
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)27
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)27
西日本宝くじの発売	(財 政 課)28
西日本宝くじの発売	(財 政 課)29
西日本宝くじの発売	(財 政 課)29
西日本宝くじの発売	(財 政 課)29
西日本宝くじの発売	(財 政 課)30
西日本宝くじの発売	(財 政 課)30
西日本宝くじの発売	(財 政 課)30
西日本宝くじの発売	(財 政 課)31
西日本宝くじの発売	(財 政 課)31
西日本宝くじの発売	(財 政 課)31
再 掲		
家畜の検査の実施	(畜 産 課)32
正 誤		
警備員指導教育責任者講習の実施 (平成20年3月福岡県公安委員会 告示第82号) 中正誤	33

告 示

福岡県告示第512号
測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量 (地形図・用地実測図作成)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
筑紫野市二日市南四丁目地域	平成20年3月10日

福岡県告示第513号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量 (3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市内一円	平成20年2月29日

福岡県告示第514号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊 前 県 道		吉 富 本耶馬溪線	前	築上郡上毛町大字垂水920番7先から 築上郡上毛町大字垂水917番2先まで	8.7 ~ 8.8	62.5
			後	築上郡上毛町大字垂水920番7先から 築上郡上毛町大字垂水917番2先まで	8.7 ~ 10.8	62.5
豊 前 県 道		犀 川 豊 前 線	前	豊前市大字求菩提562番2先から 豊前市大字求菩提594番1先まで	4.5 ~ 25.0	438.0
			後	豊前市大字求菩提562番2先から 豊前市大字求菩提594番1先まで	9.0 ~ 31.5	438.0

福岡県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊 前	上ノ河内 有 安 線	築上郡築上町大字上ノ河内513番2先から 築上郡築上町大字上ノ河内1559番先まで

福岡県告示第516号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏 名	住 所		名 称	所在地
福岡県第485号	古 賀 敬 至	朝倉市大庭20	種穂苗木	(有)フクダイ種苗園	朝倉市三奈木2271-1
福岡県第486号	石 川 親 次	八女郡矢部村大字矢部3635-3	種穂苗木	石川親次	八女郡矢部村大字矢部3635-3
福岡県第487号	椎 窓 忠 司	八女郡矢部村大字北矢部11013	種穂苗木	椎窓忠司	八女郡矢部村大字北矢部11013
福岡県第488号	栗 原 久	八女郡矢部村大字矢部6220	種穂苗木	栗原久	八女郡矢部村大字矢部6220
福岡県第489号	長 野 実 登 志	八女郡矢部村大字北矢部194-1	種穂苗木	長野実登志	八女郡矢部村大字北矢部194-1
福岡県第490号	樋 口 俊 輔	八女郡星野村11374	種穂苗木	樋口俊輔	八女郡星野村11374
福岡県第491号	宮 原 徳 男	八女郡星野村3882	種穂苗木	宮原徳男	八女郡星野村3882

福岡県告示第517号

黒土西部第二土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	宮崎 昭一	豊前市大字久路土1051番地1	豊前市大字久路土909番地

福岡県告示第518号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
鹿毛 確	久留米市善導寺町木塚1529番地

福岡県告示第519号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年2月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州アドボカシーセンター

(2) 代表者の氏名

馬奈木 昭雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出2丁目1番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、各地、各分野における人権侵害を是正し人権擁護活動を推進している市民団体等の交流を促進するとともに、法科大学院生や市民ボランティア等に対する研修事業を行なって各種人権課題のアドボカシー活動に従事する者を系統的に養成し、さらに、広く市民を対象として人権アドボカシーに関する研修・広報事業や国際交流活動を促進し、もって個人の尊厳を旨とし恒久平和を指向する日本国憲法の理念に基づく地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第520号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（南嘉穂地区）	平成19年3月19日
農道整備事業（南嘉穂地区）	平成19年3月19日
区画整理事業（南嘉穂地区第1換地区）	平成19年3月19日
区画整理事業（南嘉穂地区第2換地区）	平成19年3月19日
区画整理事業（南嘉穂地区第3換地区）	平成19年3月19日
区画整理事業（南嘉穂地区第4換地区）	平成19年3月19日
区画整理事業（南嘉穂地区第5換地区）	平成19年3月19日
農業用排水施設整備事業（福吉地区）	平成18年3月31日
農道整備事業（福吉地区）	平成18年3月31日
区画整理事業（福吉地区第1換地区）	平成18年3月31日
区画整理事業（福吉地区第2換地区）	平成18年3月31日
区画整理事業（福吉地区第3換地区）	平成18年3月31日
農業用排水施設整備事業（脇山地区）	平成18年3月6日

農地改良事業（脇山地区）	平成17年3月25日
農道整備事業（脇山地区）	平成18年5月30日
区画整理事業（脇山地区椎原換地区）	平成15年3月24日
区画整理事業（脇山地区小笠木換地区）	平成15年3月24日

福岡県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 線 遠 賀 線	前	遠賀郡岡垣町大字戸切292番9先から 遠賀郡岡垣町大字戸切292番9先まで	30.4 ～ 30.4	4.5
			後	遠賀郡岡垣町大字戸切292番9先から 遠賀郡岡垣町大字戸切292番9先まで	15.6 ～ 15.6	4.5

福岡県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡 垣 線 宗 像 線	遠賀郡岡垣町東山田2丁目426番4先から 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘2丁目1280番6先まで

福岡県告示第524号

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、大牟田川環境対策事業に係る費用負担計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公表する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田川環境対策事業に係る費用負担計画

この計画は、法第6条第1項の規定に基づき、大牟田川環境対策における公害防止事業に要する費用に係る事業者負担に関し、必要な事項を定める。

- 1 公害防止事業の種類
法第2条第2項第3号に規定する汚染土壌封じ込め等
- 2 費用を負担させる事業者を定める基準
 - (1) 事業者を定める基準
有機化学工業製品製造又は農薬製造の事業活動に伴い、ダイオキシン類を排出することにより大牟田市浅牟田町及び東泉町付近の二級河川大牟田川下部の土壌を汚染させたと推定される事業者
 - (2) 費用を負担させる事業者
東京都港区東新橋一丁目5番2号
三井化学株式会社
- 3 公害防止事業費の額
916,000千円
- 4 負担総額及びその算定基礎
 - (1) 負担総額

633,000千円

(2) 算定基礎

負担総額 = (公害防止事業費 - 公害防止の機能以外の機能の額) × (1 - 公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情による減額割合) = (916,000千円 - 72,000千円) × (1 - 1/4) = 633,000千円

ア 公害防止の機能以外の機能の額は、現河川の機能の現状維持に要する額以外の額とする。

イ 公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情による減額割合は、ダイオキシン類による土壌汚染の期間がダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の施行前の行為であるため、公害防止事業費から上記アの額を差し引いた額の1/4とする。

5 公害防止事業の実施に必要な事項

物価の変動その他やむを得ない事由により、公害防止事業費の額に変更を生じたときは、変更後の額を基礎として算定した額を負担総額とする。

福岡県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	長尾 稗田 平島	京都郡みやこ町勝山黒田2682番1先から 京都郡みやこ町勝山黒田2679番4先まで

福岡県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第692号福岡都市計画道路事業3・6・95号老司片江線（屋形原工区）〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年10月8日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第692号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成18年3月福岡県告示第692号の事業地に同じ

福岡県告示第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第700号福岡都市計画道路事業3・3・15号千代粕屋線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成12年5月1日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第700号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第641号福岡都市計画道路事業3・3・47号藤崎四箇線及び3・2・9号博多姪浜線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年3月14日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第641号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第641号の事業地に同じ

福岡県告示第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第665号福岡都市計画道路事業3・3・21号長浜太宰府線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年2月5日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第665号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第665号の事業地に同じ

福岡県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第663号福岡都市計画道路事業3・3・90号鳥飼梅林線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成12年1月28日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第663号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第698号福岡都市計画道路事業3・4・106号小田部姪浜線及び3・4・107号姪浜駅北線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年7月7日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第698号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第639号福岡都市計画道路事業3・3・41号博多駅六本松線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成7年11月24日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年3月福岡県告示第639号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年3月福岡県告示第639号の事業地に同じ

福岡県告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年12月福岡県告示第2212号福岡都市計画道路事業3・3・78号堅粕箱崎線及び3・5・173号吉塚通線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成16年1月30日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年12月福岡県告示第2212号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年12月福岡県告示第2212号の事業地に同じ

福岡県告示第534号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第12条の3第6項	平成20年4月2日	産業廃棄物管理票交付等状況報告

福岡県告示第535号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
地方卸売市場玄海魚市場	宗像市神湊487-41	水産物部	株式会社玄海魚市場 代表取締役 戸上 深剛	平成19年 11月16日

福岡県告示第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

中間都市計画道路事業 3・4・1号 犬王古月線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県北九州土木事務所 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

飯塚都市計画道路事業 3・3・10号 鯉田中線

3・3・3号 穎田穂波線

7・6・1号 灰交荒巻線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県飯塚土木事務所 飯塚市新立岩8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第538号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小坂井141 - 6、142 - 2、142 - 5、428 - 2の一部、428 - 12及び428 - 13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡255番地1

小郡市長 平安 正知

福岡県告示第539号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字堤田899 - 1、900、901 - 1、901 - 5、907 - 1、907 - 4、字栗崎

1643 - 1、1643 - 3、1644 - 1、1644 - 3、1644 - 4、1645 - 1、1645 - 3、1646、
字丸山1737 - 1 から1737 - 3 まで及び1738

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都市伏見区桃山町根来12 - 4

第一精工株式会社 代表取締役 小西 英樹

福岡県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年12月福岡県告示第2213号福岡都市計画道路事業3・3・112号千早中央公園（福岡市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成16年12月22日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年12月福岡県告示第2213号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
柳川	県道	高田川線	前	柳川市大和町豊原435番2 先から 柳川市佃町1280番2先まで	4.6 ～ 7.3	151.2
			後	柳川市大和町豊原435番2 先から 柳川市佃町1280番2先まで	4.6 ～ 7.3	
			後	柳川市大和町豊原435番2 先から 柳川市佃町1280番2先まで	8.0 ～ 12.0	157.9
柳川	県道	本町田川線	前	大川市大字小保719番2先 から 大川市大字向島2642番2先 まで	7.4 ～ 10.8	129.6
			後	大川市大字小保719番2先 から 大川市大字向島2642番2先 まで	7.4 ～ 10.8	
柳川	一般 国道	385号	前	柳川市三橋町柳河844番2 先から 柳川市西蒲池1296番1先ま で	3.7 ～ 13.9	1,852.8
			前	柳川市三橋町柳河846番1 先から 柳川市西蒲池1296番1先ま で	15.0 ～ 43.0	
			後	柳川市三橋町柳河844番2 先から 柳川市西蒲池1296番1先ま で	3.7 ～ 13.9	1,852.8

			後	柳川市三橋町柳河846番1 先から 柳川市西蒲池1296番1先ま で	15.0 ~ 43.0	1,716.0
--	--	--	---	---	-------------------	---------

福岡県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	大牟田川副線	柳川市大和町栄1126番1先から 柳川市大和町皿垣開59番先まで
柳川	高田柳川線	柳川市大和町豊原435番2先から 柳川市佃町1280番2先まで
柳川	本町新大川線	大川市大字小保719番2先から 大川市大字向島2642番2先まで
柳川	385号	柳川市三橋町柳河846番1先から 柳川市東蒲池1510番先まで

福岡県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大牟田	県道	南関線 大牟田北	前	大牟田市大字唐船1552番1 大牟田市昭和開162番	17.6 ~ 59.6	2,369.0
			後	大牟田市大字唐船1552番1 大牟田市昭和開162番	17.6 ~ 59.6	2,359.6

福岡県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	南関線 大牟田北	大牟田市大字唐船1552番1 大牟田市昭和開162番

福岡県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
柳川	県道	大牟田 川副線	前	柳川市大和町中島 996番1先から 柳川市大和町血垣 開50番先まで	4.0 ~ 19.0	4,225.8	
			前	柳川市大和町中島 996番1先から 柳川市大和町血垣 開50番先まで	5.3 ~ 43.0	5,689.3	うち一般 国道208 号重用延 長330.0m
			後	柳川市大和町中島 996番1先から 柳川市大和町血垣 開50番先まで	4.0 ~ 42.0	4,499.8	うち一般 国道208 号重用延 長330.0m
			後	柳川市大和町中島 177番1先から 柳川市大和町血垣 開50番先まで	14.0 ~ 32.0	1,687.1	
			前	みやま市高田町江 浦1317番先から みやま市高田町江 浦1310番3先まで	13.2 ~ 14.8	63.1	
柳川	県道	柳川 筑後線	前	柳川市三橋町柳河 230番4先から 柳川市三橋町柳河 232番14先まで	4.6 ~ 6.0	119.5	
			前	柳川市三橋町柳河 230番4先から 柳川市三橋町柳河 232番14先まで	5.0 ~ 23.0	135.0	

柳川	県道	柳川 筑後線	後	柳川市三橋町柳河 230番4先から 柳川市三橋町柳河 232番14先まで	4.6 ~ 6.0	119.5	
			前	柳川市三橋町柳河 230番4先から 柳川市三橋町柳河 232番1先まで	4.6 ~ 6.0	165.0	
			後	柳川市三橋町柳河 230番4先から 柳川市三橋町柳河 232番1先まで	5.4 ~ 16.8	165.2	
柳川	県道	水田 川線	前	大川市大字北古賀 2番1先から 大川市大字榎津31 3番4先まで	3.6 ~ 13.0	2,086.4	うち国道 208号重 用延長 372.7メ ートル
			前	大川市大字北古賀 2番1先から 大川市大字榎津31 3番4先まで	4.0 ~ 80.0	3,461.3	うち県道 鐘ヶ江酒 見間線重 用延長 998.0メ ートル、 県道新田 榎津線重 用延長 753.3メ ートル
			後	大川市大字北古賀 2番1先から 大川市大字榎津31 3番4先まで	4.0 ~ 80.0	3,461.3	うち県道 鐘ヶ江酒 見間線重 用延長 998.0メ ートル、 県道新田 榎津線重 用延長 753.3メ ートル

柳川	県道	新榎田津線	前	大川市大字津649番2先から 大川市大字津681番1先まで	6.0 ~ 12.4	178.0		
			後	大川市大字津649番2先から 大川市大字津681番1先まで	12.4 ~ 33.5			
柳川	県道	谷徳垣益線	前	柳川市大和町栄1489番1先から 柳川市大和町徳益418番先まで	4.0 ~ 11.8	4,041.2	うち県道大牟田川副線重用延長241.1メートル	
			前	柳川市大和町栄1489番1先から 柳川市大和町徳益418番先まで	5.0 ~ 87.0			3,758.5
			後	柳川市大和町栄1489番1先から 柳川市大和町徳益418番先まで	5.0 ~ 87.0			
柳川	県道	徳益蒲船津線	前	柳川市大和町徳益252番先から 柳川市三橋町蒲船津御鷹見橋右岸側沖端川堤防先まで	2.5 ~ 17.6	3,996.2	うち一般国道443号161.0メートル、県道柳川筑後線重用延長903.0メートル	
			前	柳川市大和町徳益26番3先から 柳川市三橋町柳河153番6先まで	20.0 ~ 118.0			2,197.0

			後	柳川市大和町徳益26番3先から 柳川市三橋町柳河153番6先まで	20.0 ~ 118.0	2,197.0	
--	--	--	---	-------------------------------------	--------------------	---------	--

福岡県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	大牟田川副線	柳川市大和町中島4番1先から 柳川市大和町栄873番2先まで
柳川	大牟田川副線	みやま市高田町江浦1317番先から みやま市高田町江浦1310番3先まで
柳川	柳川筑後線	柳川市三橋町柳河230番4先から 柳川市三橋町柳河232番1先まで
柳川	柳川筑後線	柳川市東蒲池29番1先から 柳川市三橋町柳河148番2先まで
柳川	柳川筑後線	柳川市三橋町柳河148番2先から 柳川市三橋町柳河231番15先まで
柳川	水田大川線	大川市大字三丸1037番1先から 大川市大字津678番7先まで
柳川	鐘ヶ江酒見間	大川市大字三丸686番2先から 大川市大字三丸1042番1先まで
柳川	新榎田津線	大川市大字津649番2先から 大川市大字津681番1先まで

柳川	徳益線 蒲船津	柳川市大和町徳益26番3先から 柳川市三橋町柳河153番6先まで
----	------------	-------------------------------------

福岡県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	志須免恵線	前	糟屋郡粕屋町大字酒殿366番1先から 糟屋郡粕屋町大字酒殿367番8先まで	8.0 ~ 12.8	127.3
			後	糟屋郡粕屋町大字酒殿366番1先から 糟屋郡粕屋町大字酒殿367番8先まで	9.5 ~ 14.2	127.3
八女	県道	玉八名女線	前	八女郡立花町大字北山1095番1先から 八女郡立花町大字北山865番4先まで	5.8 ~ 13.6	190.0
			後	八女郡立花町大字北山1095番1先から 八女郡立花町大字北山865番4先まで	12.5 ~ 17.0	190.0
			前	八女郡黒木町大字木屋6066番1先から 八女郡黒木町大字木屋6316番3先まで	3.6 ~ 22.0	1,207.3

八女	県道	黒木線 鹿北	前	八女郡黒木町大字木屋6066番1先から 八女郡黒木町大字木屋6316番3先まで	10.0 ~ 60.0	1,120.0
			後	八女郡黒木町大字木屋6066番1先から 八女郡黒木町大字木屋6316番3先まで	10.0 ~ 60.0	1,120.0
八女	県道	水田川線 大川	前	筑後市大字下北島1137番1先から 筑後市大字下北島1139番1先まで	10.0 ~ 14.0	89.6
			後	筑後市大字下北島1137番1先から 筑後市大字下北島1139番1先まで	13.0 ~ 19.4	89.6

福岡県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
			前	八女市上陽町上横山216番2先から 八女市上陽町北川内599番2先まで	3.8 ~ 10.9	963.8	

八 女 県 道	田 主 丸 線 黒 木	前	八女市上陽町上横山216番2先から八女市上陽町北川内516番1先まで	5.6 ~ 47.0	1,095.7	うち県道八女香春線重用延長 315.7メートル
		後	八女市上陽町上横山217番1先から八女市上陽町北川内599番2先まで	3.8 ~ 10.9	963.8	
		後	八女市上陽町上横山217番1先から八女市上陽町北川内516番1先まで	3.8 ~ 32.0	1,095.7	うち県道八女香春線重用延長 315.7メートル

福岡県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	黒 木 線 鹿 北	八女郡黒木町大字木屋6066番1先から八女郡黒木町大字木屋6316番3先まで
八 女	田 主 丸 線 黒 木	八女市上陽町上横山217番1先から八女市上陽町北川内516番1先まで
八 女	水 田 線 大 川	筑後市大字下北島1137番1先から筑後市大字下北島1139番1先まで

公 告

公告

平成20年度パソコン等のウイルス対策ソフトの賃貸借について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 賃貸借内容

- (1) 賃貸借契約の名称
平成20年度パソコン等のウイルス対策ソフトの賃貸借契約
- (2) 賃貸借契約の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部システム管理課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月1日現在において、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者であること。

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月10日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
05	02	電気通信機器	A A又はA
13	07	ソフトウェア開発	A A又はA
13	08	リース・レンタル	A A又はA

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課（ネットワーク管理班）
（平成20年4月1日以降は総務部システム管理課）
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 643 - 3194
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 期間
この公告の日から平成20年4月9日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年4月9日（水）
- (3) 提出方法
直接
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所
4の部局とする。

- (2) 日時

平成20年4月10日（木）午後1時30分

9 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

10 入札保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
有限会社ヤマシン工業
- (2) 所在地
筑紫野市大字永岡703番地6
- (3) 代表者
取締役 山本 槇一

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成20年3月14日

4 処分の理由

事業者が、平成20年3月5日午後4時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

筑豊緑地

2 位置

飯塚市仁保及び鹿毛馬地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県飯塚土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 供用開始の期日

平成20年4月1日

公告

次のとおり学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案を募集します。

平成20年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 委託業務概要

(1) 業務名称

学力実態調査の実施に関する委託業務

(2) 業務内容

学力実態調査の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながら問題の作成から結果の分析に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) 国又は地方公共団体において、学力実態調査の実施に関する業務の受託実績を有すること。なお、実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からもコンサルタント業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3910

(2) 提案参加申込期限

平成20年4月4日（金）午後5時00分

(3) 提案に関する説明

福岡県教育委員会ホームページに掲載

ホームページアドレス http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/kyoiku_index.html

(4) 提案書の提出

ア 提出期限

平成20年4月11日（金）午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

エ 提出期限後、速やかに日時、場所等を指定して、提案書のプレゼンテーションを受け（提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り）、学力実態調査実施検討委員会で審査する。

監査委員

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を管財課等35か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年3月28日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	森 田 俊 介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局の本庁及び出先機関、教育委員会並びに警察本部に係る随時監査は、平成19年5月1日、平成19年6月1日又は平成19年7月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成19年11月14日から平成20年2月5日までの実日数23日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
管 財 課	平成19年5月1日から 平成19年11月14日まで	平成19年11月14日
総 務 事 務 セ ン タ ー	平成19年5月1日から 平成19年11月14日まで	平成19年11月14日
地 域 政 策 課	平成19年5月1日から 平成19年11月15日まで	平成19年11月15日
空 港 対 策 局	平成19年5月1日から 平成19年11月15日まで	平成19年11月15日
調 査 統 計 課	平成19年5月1日から 平成19年11月16日まで	平成19年11月16日
工 業 保 安 課	平成19年5月1日から 平成19年11月16日まで	平成19年11月16日
厚 生 課 (警 察 本 部)	平成19年5月1日から 平成19年11月20日まで	平成19年11月20日
交 通 企 画 課	平成19年5月1日から 平成19年11月20日まで	平成19年11月20日
運 転 免 許 管 理 課	平成19年5月1日から 平成19年11月20日まで	平成19年11月20日
生 活 文 化 課	平成19年5月1日から 平成19年11月27日まで	平成19年11月27日
男 女 共 同 参 画 推 進 課	平成19年5月1日から 平成19年11月27日まで	平成19年11月27日
保 健 福 祉 課	平成19年5月1日から 平成19年11月28日まで	平成19年11月28日
生 活 衛 生 課	平成19年5月1日から 平成19年11月28日まで	平成19年11月28日
高 校 教 育 課	平成19年5月1日から 平成19年11月29日まで	平成19年11月29日
入 泊 - ツ 健 康 課	平成19年5月1日から 平成19年11月29日まで	平成19年11月29日
税 務 課	平成19年5月1日から 平成19年11月30日まで	平成19年11月30日
地 方 課	平成19年5月1日から 平成19年11月30日まで	平成19年11月30日
畜 産 課	平成19年5月1日から 平成19年12月4日まで	平成19年12月4日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
漁政課	平成19年5月1日から 平成19年12月4日まで	平成19年12月4日
道路維持課	平成19年5月1日から 平成19年12月5日まで	平成19年12月5日
医療指導課	平成19年5月1日から 平成19年12月5日まで	平成19年12月5日
児童家庭課	平成19年5月1日から 平成19年12月7日まで	平成19年12月7日
建築指導課	平成19年5月1日から 平成19年12月7日まで	平成19年12月7日
農業総合試験場八女分場	平成19年6月1日から 平成19年12月11日まで	平成19年12月11日
職員研修所	平成19年6月1日から 平成19年12月13日まで	平成19年12月13日
中央家畜保健衛生所	平成19年6月1日から 平成19年12月14日まで	平成19年12月14日
農業総合試験場果樹苗木分場	平成19年6月1日から 平成19年12月19日まで	平成19年12月19日
内水面研究所	平成19年6月1日から 平成19年12月21日まで	平成19年12月21日
西福岡県税事務所	平成19年7月1日から 平成20年1月9日まで	平成20年1月9日
博多県税事務所	平成19年7月1日から 平成20年1月16日まで	平成20年1月16日
筑紫県税事務所	平成19年7月1日から 平成20年1月17日まで	平成20年1月17日
北九州東県税事務所	平成19年7月1日から 平成20年1月22日まで	平成20年1月22日
両筑家畜保健衛生所	平成19年7月1日から 平成20年1月25日まで	平成20年1月25日
飯塚農林事務所	平成19年7月1日から 平成20年1月30日まで	平成20年1月30日
飯塚・直方県税事務所	平成19年7月1日から 平成20年2月5日まで	平成20年2月5日

2 監査の主眼

今回の監査は、管財課等35機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他の需用費に主眼を置き調査した。

また、このうち旅費及び食糧費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1881回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1881回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
450万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年4月1日から
平成20年4月15日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年4月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	18本
2 等	100,000円	54本
3 等	30,000円	162本
4 等	10,000円	450本
5 等	5,000円	3,150本
6 等	2,000円	7,200本
7 等	1,000円	117,000本
8 等	500円	450,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1882回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1882回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年4月1日から
平成20年4月15日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年4月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年4月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	60,000,000円	2本
1等の前後賞	20,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	88本

2	等	1,000,000円	45本
3	等	10,000円	450本
4	等	1,000円	45,000本
5	等	200円	450,000本
春 爛 漫 賞		5,000円	1,350本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1883回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1883回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年4月16日から
平成20年4月22日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年4月24日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年4月30日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	58本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	3,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1884回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1884回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 50組

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
 5 発 売 期 間 平成20年4月23日から
 平成20年5月6日まで
 6 抽 せ ん 日 平成20年5月8日
 7 当せん金支払開始日 平成20年5月13日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	2本
1等の前後賞	1,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	98本
2 等	1,000,000円	5本
3 等	100,000円	50本
4 等	10,000円	500本
5 等	5,000円	5,000本
6 等	1,000円	50,000本
7 等	100円	500,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1885回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1885回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
 3 発売総額及び通数 250,000,000円
 10万通 25組
 4 証 票 金 額 1枚 100円
 5 発 売 期 間 平成20年5月7日から
 平成20年5月13日まで
 6 抽 せ ん 日 平成20年5月15日
 7 当せん金支払開始日 平成20年5月20日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	1,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	5,000,000円	3本
3 等	100,000円	25本
4 等	5,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1886回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1886回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円
500万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成20年5月14日から
平成20年5月27日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年5月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	20本
2 等	100,000円	170本
3 等	10,000円	1,670本
4 等	1,000円	16,670本
5 等	200円	500,000本
特 別 賞	2,000円	135,650本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1887回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1887回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成20年5月28日から
平成20年6月10日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年5月28日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	14本
2 等	100,000円	112本
3 等	5,000円	1,302本
4 等	1,000円	108,318本
5 等	500円	350,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1888回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1888回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年6月7日から
平成20年6月13日まで
- 6 抽せん日 平成20年6月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年6月23日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	25本
3 等	5,000円	2,500本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1889回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1889回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年6月18日から
平成20年6月24日まで
- 6 抽せん日 平成20年6月26日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年7月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本

2	等	3,000,000円	6本
3	等	50,000円	30本
4	等	10,000円	300本
5	等	5,000円	3,000本
6	等	1,000円	30,000本
7	等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1890回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1890回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 400,000,000円
200万通 |
| 4 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 5 | 発 売 期 間 | 平成20年6月25日から
平成20年7月1日まで |
| 6 | 当せん金支払開始日 | 平成20年6月25日 |

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	28本
2 等	10,000円	130本
3 等	5,000円	300本
4 等	3,000円	1,300本
5 等	500円	200,000本
特 別 等	1,000円	55,330本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1891回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1891回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 800,000,000円
10万通 40組 |
| 4 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 5 | 発 売 期 間 | 平成20年6月25日から |

平成20年7月8日まで

- 6 抽 せ ん 日 平成20年7月10日
 7 当せん金支払開始日 平成20年7月15日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	60,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	20,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	78本
2 等	1,000,000円	8本
3 等	100,000円	80本
4 等	10,000円	1,200本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	200円	400,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1892回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成20年7月2日から
平成20年7月15日まで
- 5 当 せん 金 の 総 額 発売総額に対し 309,190,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 62,503,665円
- 7 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 51,310,000円
- 8 受 託 申 請 期 限 平成20年4月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1893回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成20年7月9日から
平成20年7月15日まで
- 5 当 せん 金 の 総 額 発売総額に対し 106,200,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,709,545円
- 7 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 19,925,000円

8 受託申請期限 平成20年4月11日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1894回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年7月16日から
平成20年7月29日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,140,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,562,065円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 51,310,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年4月11日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1895回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年7月23日から
平成20年7月29日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 105,200,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,578,820円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,925,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年4月11日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1896回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 400,000,000円
200万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年7月30日から
平成20年8月5日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 175,760,000円 |
| 6 売りさばき及び | |

当せん金支払手数料	発売総額に対し	36,645,420円
7 その他発売経費	発売総額に対し	29,320,000円
8 受託申請期限	平成20年4月11日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1897回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	900,000,000円 1組10万通 45組	
3 証 票 金 額	1枚 200円	
4 発 売 期 間	平成20年8月18日から 平成20年9月1日まで	
5 当せん金の総額	発売総額に対し 394,400,000円	
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 78,539,370円	
7 その他発売経費	発売総額に対し 49,590,000円	
8 受託申請期限	平成20年4月11日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1898回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	500,000,000円 1組10万通 50組	
3 証 票 金 額	1枚 100円	
4 発 売 期 間	平成20年8月20日から 平成20年9月2日まで	
5 当せん金の総額	発売総額に対し 212,450,000円	
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 49,416,045円	
7 その他発売経費	発売総額に対し 39,850,000円	
8 受託申請期限	平成20年4月11日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1899回西日本宝くじ	
2 発売総額及び通数	700,000,000円 350万通	
3 証 票 金 額	1枚 200円	
4 発 売 期 間	平成20年9月3日から 平成20年9月16日まで	

5	当せん金の総額	発売総額に対し	309,050,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	62,616,120円
7	その他発売経費	発売総額に対し	51,310,000円
8	受託申請期限	平成20年4月11日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1900西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組	
3	証 票 金 額	1枚 100円	
4	発 売 期 間	平成20年9月10日から 平成20年9月16日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し	128,450,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	29,650,845円
7	その他発売経費	発売総額に対し	23,910,000円
8	受託申請期限	平成20年4月11日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1901回西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	800,000,000円 400万通	
3	証 票 金 額	1枚 200円	
4	発 売 期 間	平成20年9月17日から 平成20年9月30日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し	352,080,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	72,736,440円
7	その他発売経費	発売総額に対し	58,640,000円
8	受託申請期限	平成20年4月11日	

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1902回西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組	
3	証 票 金 額	1枚 100円	

- 4 発 売 期 間 平成20年9月24日から
平成20年9月30日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 126,450,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,653,995円
- 7 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 23,910,000円
- 8 受 託 申 請 期 限 平成20年4月11日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第521号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年3月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、腐^モ蛆病及びオーエスキ-病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
----------	--------	-------------------------	-------	-------

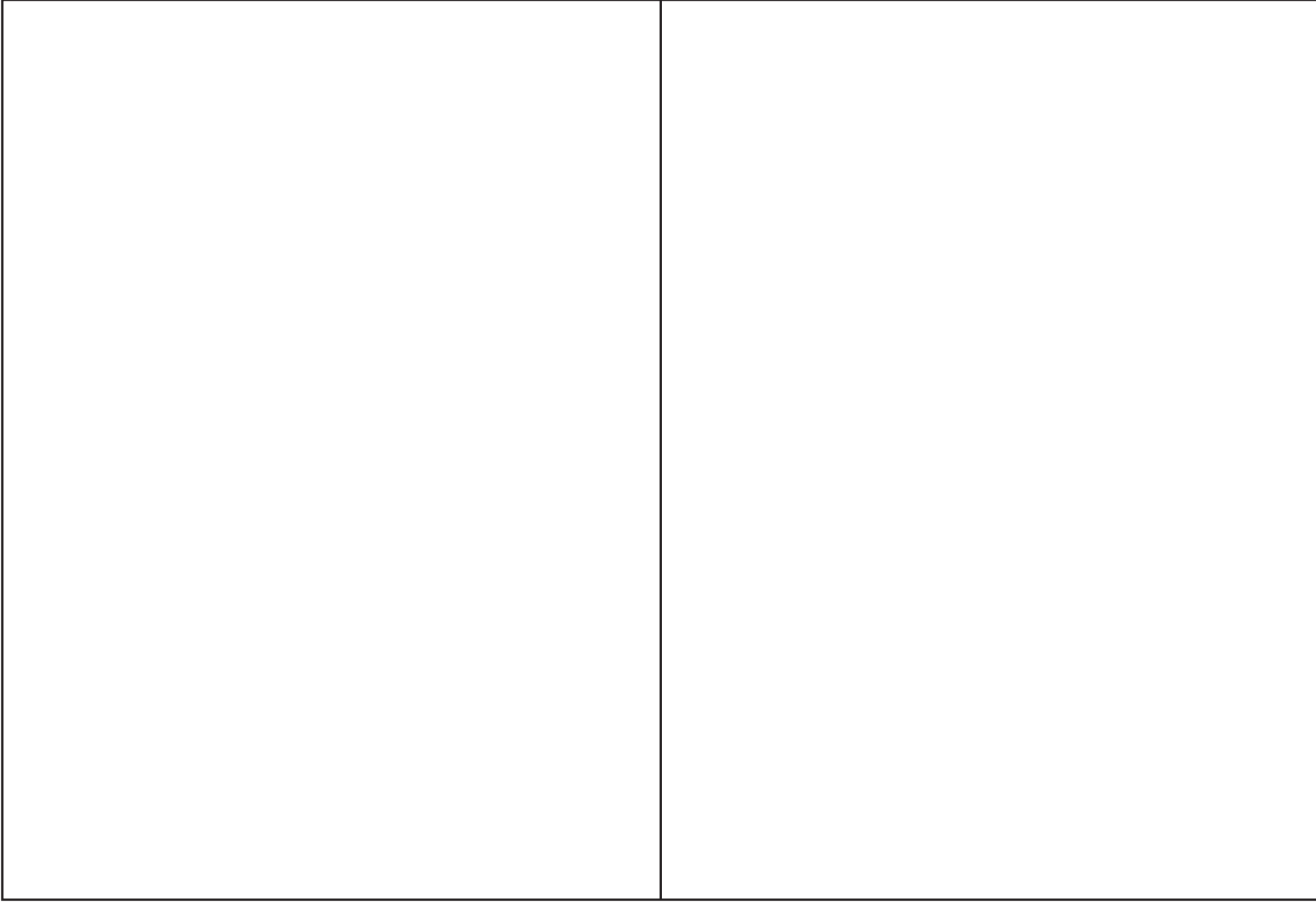
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査、補体結合反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査）、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐 ^モ 蛆病	知事が腐 ^モ 蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されているみつばちのうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査

オーエスキ一病	知事がオーエスキ一病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
ブルータング	知事がブルータングの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査

チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）疫学的検査及び臨床検査

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・3・14	2797	公安委員会告示	82	12			21		法第2条第1項第1号	法第2条第1項第2号
				13			1		法第2条第1項第2号	法第2条第1項第3号



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



可能紙各率100%再生紙を採用しています